

つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第61号）の一部を次のように改正する。


第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日から適用する。

令和元年11月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、償還金の支払猶予の規定、償還の免除要件の追加、及び借受人等への収入や資産状況の報告を規定するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第61号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>